

【主な施策】

- 介護支援専門員研修事業〔福祉保健局〕

- **介護支援専門員実務研修【再掲】**

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員として必要な知識・技能を修得するための研修を実施します。今後は、介護予防ケアマネジメント等の新たな技法についての研修を加えるなど、内容を充実します。

- **介護支援専門員現任研修（義務課程・義務）**

介護支援専門員証の交付を受け、実務に従事してから6か月から1年未満の者を対象に、広範な知識・技能を身に付けるための研修を実施します。

- **介護支援専門員現任研修（専門課程・任意）【新規】【再掲】**

介護支援専門員（ケアマネジャー）の実務従事者に対し、ケアマネジメントや関連分野の知識・技能の修得に向けた現任研修を実施します。

- **介護支援専門員更新研修【新規】**

「介護支援専門員証」（有効期間5年）の更新を受けようとする介護支援専門員を対象に、資質の向上を図るため、定期的に研修を実施します。

- **主任介護支援専門員養成研修【新規】**

地域包括ケアの中核的な役割を担い、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護支援専門員に対する助言等のスーパーバイズを実施する人材である「主任介護支援専門員」を養成します。

4 介護人材の育成

現在、都内には約23万人の訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修修了者がいますが、介護に関する国家資格である介護福祉士の資格を有するのは約3万人にとどまっており、人材の質的向上を図るためにも、訪問介護員などの介護従事者への継続的な研修を実施していくことが必要です。

都は、介護人材に対する養成研修等を引き続き進めていきます。

【主な施策】

- 介護職員基礎研修事業〔福祉保健局〕

介護職員を養成する研修事業者の指定を行い、介護職員の新規養成を図ります。

- 介護相談員養成研修等事業【新規】〔福祉保健局〕

区市町村から派遣され、在宅や施設などで介護サービスを利用する高齢者やその家族などからの各種相談を受ける介護相談員の養成及び資質向上のための研修を実施します。

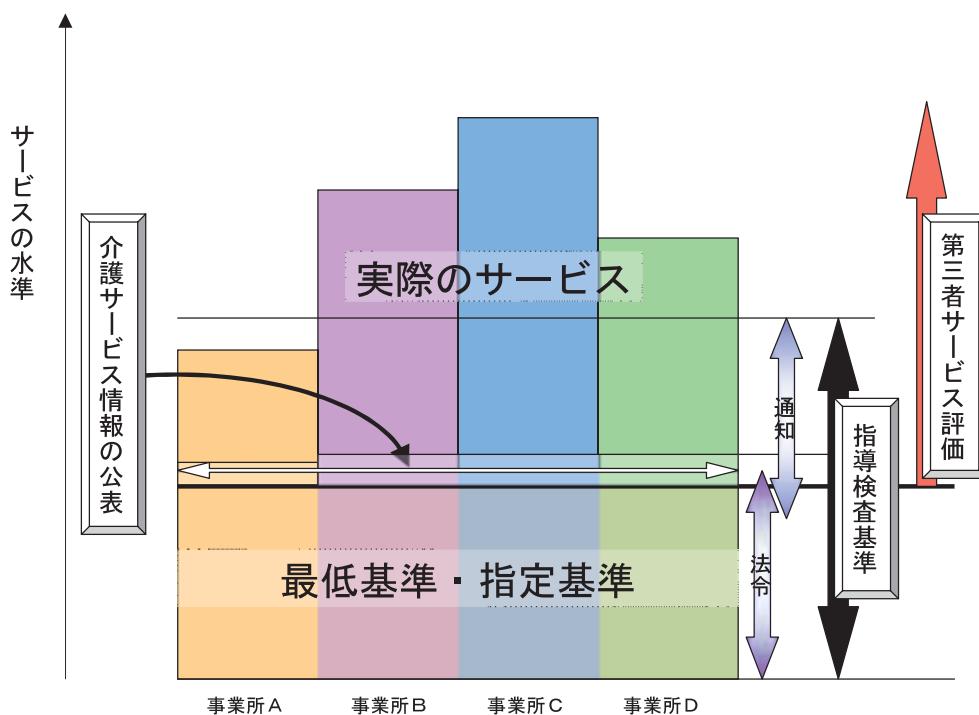
第4節 介護サービス情報の提供

平成18年4月の介護保険制度改正により「介護サービス情報の公表制度」が導入され、介護サービス事業者が自らの責任において介護サービスに関する情報を公表することになりました。このことにより、利用者がその情報を活用しながら主体的に事業者を選択することが可能となります。

また、利用者の選択を支援することにより事業者間の適正な競争を促すとともに、事業者が提供する介護サービスの質の向上につながることも期待されます。

都は、「介護サービス情報の公表制度」が、都民にとって利用しやすい仕組みとなるよう制度の定着に努めるとともに、引き続き「福祉サービスの第三者評価制度」の受審も積極的に進め、効果的に利用者の選択の支援とサービスの質の向上に努めていきます。

<都における事業者の質の確保・向上に向けた取組（イメージ）>

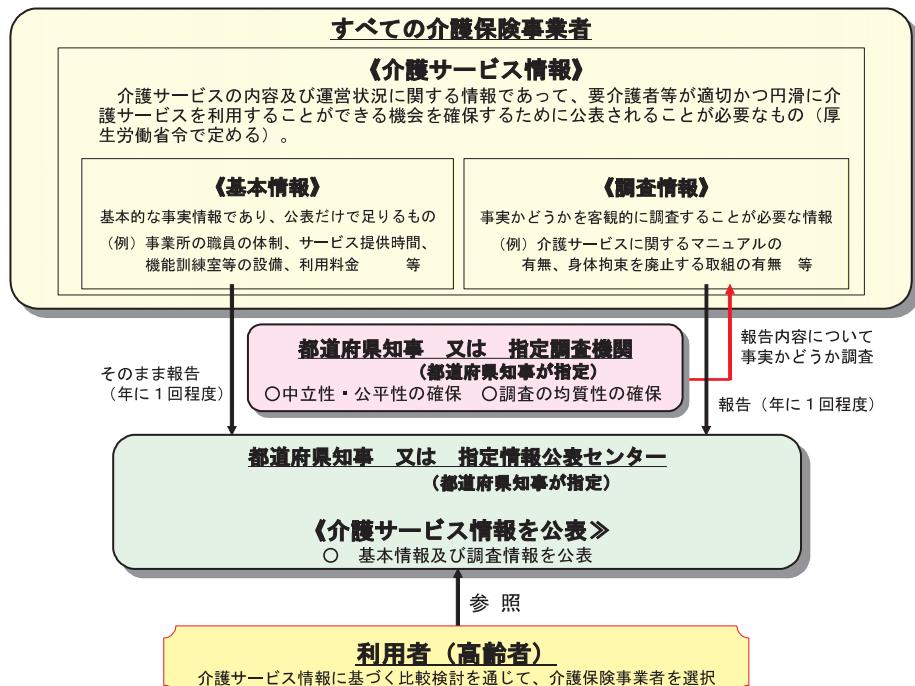


＜介護サービス情報の公表＞

平成18年度は、以下のサービスに関する情報の公表を予定しています。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、
福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

※対象サービスは順次拡大し、将来的には全サービスを対象とする予定



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

【主な施策】

・介護サービス情報の公表【新規】〔福祉保健局〕

介護保険サービスの利用者が事業者選択の際に比較検討することができるよう、全国共通の調査項目による客観的事実を調査・公表することにより、利用者の選択と介護サービスの質の確保を図ります。

・事業者情報提供システムの運営〔福祉保健局〕

指定事業者等に関する情報を、インターネットを利用して、都民や区市町村等に幅広く提供します。

・有料老人ホームあんしん支援事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう、福祉サービスの第三者評価の受審を促進し、「正確な情報・比較できる情報」を提供する仕組みを構築します。

・福祉サービス第三者評価システム〔福祉保健局〕

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持つ中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容や質、事業者のマネジメント力等を評価し、その結果を公表する仕組みです。

今後とも、評価者の養成や評価手法の見直し・改定などを行い、制度の更なる充実と普及・定着を図っていきます。

第5節 施設サービスの質の向上

介護保険施設に入所・入院した場合においても、可能な限り自宅における生活に近い居住環境を整えていくことが求められています。そのためには、施設の個室・ユニットケア^注化などの居住環境の改善や、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護（個別ケア）の実践などを通じた施設サービスの質の向上が不可欠となります。

このため都は、ユニットケアを行う人材の養成等を行っていきます。

また、本計画の策定に当たっては、国の指針により、平成26年度の介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に係る個室ユニットケア型施設の定員数の割合を50%以上（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、合わせて70%以上）することが都道府県の目標とされており、都では、この指針の趣旨を踏まえ、東京の地域特性に合った効果的な推進方策について、今後検討していきます。

＜介護保険3施設の個室率＞

	定員数	個室数	個室率
介護老人福祉施設	31,439人	3,876室	12.3%
介護老人保健施設	13,219人	1,580室	12.0%
介護療養型医療施設	8,292人	537室	6.5%

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ（平成16年12月末時点）

【主な施策】

・ユニットケア研修等事業〔福祉保健局〕

利用者が自律的な日常生活を営むことを支援するため、ユニットケア施設の管理者及び職員に対し、ユニットケアに関する研修を実施します。

➤ 施設管理者研修

ユニットケア施設の管理者又はその予定者を対象に研修を実施します。

➤ ユニットリーダー研修

ユニットケア施設に勤務している職員又は勤務する予定の職員で、各ユニットにおいて指導的役割を担う者を対象に研修を実施します。

➤ 情報提供

ユニットケアを実施しようとしている施設及び区市町村に対して、ユニットケアに関する有効な情報提供を行います。

➤ 指導者養成研修【新規】

ユニットケア研修の実施に当たって実践的に指導できる者を養成するために、ユニットケア施設の管理者又はユニットリーダーを対象に研修を実施します。

(注) ユニットケア

特別養護老人ホームなどの施設において、居室（個室）をいくつかのグループに分け、それぞれのグループを1つの生活単位（ユニット）として、居宅における生活に近い環境の中でケアを行うこと。生活単位と介護単位を一致させたケアをいう。

